

在宅医療連携強化事業
在宅医療のための多職種連携強化支援事業 事業概要

在宅医療を実施する医師（以下、在宅医とする）と多職種との連携強化、複数の在宅医の連携体制構築と在宅医療を実施する医療機関の拡大を目的に、地域医師会或いは地域医師会が適当であると認めた者が実施する検討会等に対して開催経費を補助する。

1. 実施期間

令和元年7月1日（月）～令和2年3月27日（金）

※上記期間内に実施してください。

2. 対象者（事業実施者）

- 1) 地域医師会長
- 2) 地域医師会長が推薦する団体又は個人

3. 検討会等の内容

対象とする検討会等は、在宅医療を実施する複数医師（医療機関）の連携体制の構築を目的とした検討会、または複数医師（医療機関）とその他専門職との連携強化を図るための検討会、研修会、勉強会とし、以下の条件を満たすものであること。

4. 参加者の条件

- ・医師2名以上と訪問看護師1名以上は必ず参加し、連携のテーマに係る以下の専門職のいずれかの参加を必要とする。

（歯科医師、看護師、MSW、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護職、在宅医療介護連携推進コーディネーター等）

※ただし、医師については医療機関が同一（同一法人等、特別な関係を含む）である場合は、この事業の対象とはならない。

5. 検討するテーマ（例）について

1) 地域が実施する医師と多職種との連携のための研修会・検討会等

1-1 歯科医師、訪問看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、病棟の退院調整役（MSW、看護師）等との連携強化のための課題抽出

1-2 介護職（ケアマネジャーや訪問介護士等）との連携推進のための課題検討

1-3 在宅医療介護連携推進コーディネーター等との連携推進のための研修会等

2) 地域における在宅医療を実施する複数医師（医療機関）の連携体制の構築のための課題抽出や解決のための検討会

2-1 医療機関間の連携（診診連携、病診連携）について

2-2 緊急時におけるバックアップ体制の構築について

3) 地域における在宅医療を実施する医療機関の裾野を広げるための検討会

3-1 症例検討並びに休日のバックアップ体制について

3-2 新規に在宅医療を実施する医療機関との連携体制構築について

4) その他、岐阜県医師会が適当と認める内容の研修会、検討会等

6. 実施方法について

- 1) 事業実施者は、開催2週間前までに実施計画書(様式1)を岐阜県医師会に提出する。
- 2) 岐阜県医師会は、提出された実施計画書を本会で協議し、内容について審査し、承認された計画については、実施者に通知する。(様式2)
- 3) 事業実施者は、研修会等終了後1週間以内に、実施報告書(様式3)を岐阜県医師会に提出する。※研修会・検討会での意見、課題、成果、効果、連携体制の構築の可能性等を報告書としてまとめる。
- 4) 岐阜県医師会は、実施報告書の受領後、経費の支払をする。

7. 経費について

1) 対象経費

- ・研修実施に必要な旅費、謝金、消耗品費、通信運搬費、賃金、会議費

2) 基準額 1団体につき上限10万円

(ただし、上限10万円内で、複数回の会議開催を申請することは可能)

8. 留意点

予算の上限に達した時点で本事業は終了する。